

自殺総合対策東京会議分科会設置要領

平成 19 年 8 月 9 日

19 福保保政第 441 号

(設置)

第 1 自殺総合対策東京会議設置要綱(以下「要綱」という。)第 8 に基づき、次に掲げる事項について検討するため分科会を設置する。

- (1) 都民への効果的な普及啓発・自殺予防教育などについて検討すること(普及啓発・教育分科会)。
- (2) 自殺念慮者や未遂者に対する早期発見・早期対応の有効策や、自殺未遂者の再度の自殺防止策を検討すること(早期発見・早期対応分科会)。
- (3) 自死遺族等に対する適切な支援のあり方を検討すること(遺族支援分科会)。

(運営)

第 2 各分科会の運営については、要綱第 8 の規定を適用するほか、第 4 から第 6 まで及び第 9 から第 11 までの規定を準用する。この場合において、「座長」とあるのは、「分科会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。